

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年9月26日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第46号

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年鳥取市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表第1の10の項中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第2の4の部中「就労自立給付金の支給」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給」に、「就労自立給付金支給」を「就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給」に改め、同表15の部中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

別表第3の2の部中「就労自立給付金」の次に「若しくは進学準備給付金」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。